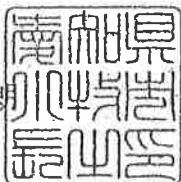


小牧市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、平成30年12月7日に小牧市条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成30年12月7日

小牧市長 山下史守朗



記

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住 所 小牧市 [REDACTED]
氏 名 梶 浦 隆 子

住 所 小牧市 [REDACTED]
氏 名 岡 本 久 光

住 所 小牧市 [REDACTED]
氏 名 猪 飼 健 治

2 請求の要旨

（仮称）こども未来館整備計画の是非を問う住民投票条例制定請求の要旨

平成29年5月19日、市議会文教建設委員会で山下市長は、ラピオに（仮称）こども未来館を整備すると発表しました。

直前の3月議会で山下市長は、牧政会の代表質問に「平和堂が撤退し

た場合、図書館をラピオに入れることも一つの選択肢」と言う答弁をしています。

4月に入り平和堂の撤退が正式に発表されました。新聞報道で多くの市民が「ラピオには図書館が入るだろう」と思いました。ところが4月27日、市議会文教建設委員会で市は①駅西A街区に図書館を②ラピオに子ども・子育て関連施設をつくると発表しました。わずか一ヶ月間余の急転換です。

住民投票でA街区の新図書館建設計画は反対多数となり、その後設置された審議会は平成29年2月8日に答申を提出しました。答申は「建設場所はA街区が多数であった。本館・ラピオの意見も併記され、計画は市民の意見をよく聞いて進めるように」と明記されました。

重大なことは、答申が出された2ヶ月後にラピオから平和堂撤退が決まったことです。大きな状況変化があったのに山下市長は市民に意見も聞かず「新図書館は駅西A街区ありき」で進めてしまいました。そのために無理をして、（仮称）こども未来館を整備することになったのが実情ではないでしょうか。大型遊具施設導入のために、ラピオの床や天井を壊し吹き抜けにする（仮称）こども未来館は、総事業費約22億円と聞いています。現児童センターが狭いからと言いますが約20倍もの面積が必要でしょうか。「近くにあって、子どもが自分の足で通える施設でなければ利用しにくい。」という市民の意見が多数です。また、（仮称）こども未来館整備構想は、第6次小牧市総合計画にもなく、市長のトップダウンで進められており、市民には十分知らされていません。小牧市自治基本条例第24条に「市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。」と規定されています。

私たちは、「（仮称）こども未来館整備計画の是非を市民に問え」との市民の声を真摯に受け止めることを求め、標記の住民投票条例を制定することを請求します。